Title	一八世紀後期イングランドに見る所領管理「専門職」 : ナサニエル・ケントの場合
Sub Title	The business of the land agency as a 'Profession' in later eighteenth century England : the case of Nathaniel Kent
Author	高橋, 裕一(Takahashi, Hirokazu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1994
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.64, No.1 (1994. 9) ,p.55- 86
JaLC DOI	
Abstract	In England, actual management of estates on behalf of the aristocracy and gentry has historically been dealt with, in most cases, by a land agent, known variously as 'steward', 'bailiff, or simply 'agent'. As large-scale estates grew in complexity and organization in the course of the eighteenth and nineteenth centuries, the business of land agency, whose functions had become increasingly crucial and specialized, was being recognized as a kind of 'profession'. Although the duties and business activities of land agents varied considerably according to circumstances, they can reasonably be divided into rough groups in the period under consideration: (1) a part-timer whose regular occupation was in work more or less related to the estate business; (2) a full-time and sometimes highly-paid agent who was connected with or worked exclusively for one employer, often a magnate landowner; and (3) a land-agent firm which practised for a number of employers on a fee or commission basis. This paper deals with the case of one successful land agent, Nathaniel Kent (1737-1810), whose business can be placed in category (3) above. Kent was also known for his books on agriculture, in particular his work, Hints to Gentlemen of Landed Property. The intention of this paper is to analyze in detail the wide-ranging business activities undertaken by Kent and his partners, which included the survey, management and brokerage of landed properties, in addition to their work as agricultural advisers. A look at the career and the ideas of Nathaniel Kent reveals that, in spite of some attitudes that are viewed backward today and the intensity of his attitude as an independent estate expert were quite advanced. The type of landagent firm in which land surveyors played the principal part, most clearly demonstrated in the case of Ken's firm, appears to have been the primary source of the formal profession of land agency that came into existence in the later nineteenth century and onward.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19940900-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

八世紀後期イングランドに見る所領管理 専門職

――ナサニエル・ケントの場合――

問題の所在

高橋裕一

究等のなかでの関連的な言及にとどまっているのが現状ののモノグラフ、ないし地主層の包括的な研究や個別研修把握を一段と困難にしている。特有の立場ゆえに専門を削まに従属する代理人として長い間目立たぬ存在だったが、
としての団体形成が遅れたという事情も、彼らの全体を単独で扱った研究はあるよい。のみならず地を無視できないからである。特有の立場ゆえに専門をとしての団体形成が遅れたという事情も、彼らの全体を単独で扱った研究はあまり多いとはいえず、いくつ人を単独で扱った研究はあまり多いとはいえず、いくの人を単独で扱った研究はあまり多いとはいえず、いくの人を単独で扱った研究はあまり多いとはいえず、いくの全体で、
で等のなかでの関連的な言及にとどまっているのが現状ののモノグラフ、ないし地主層の包括的な研究や個別研究と関連を対している。したがって、所領管理人を単独で扱った研究はあまり多いとはいえず、いくの全体である。
で等のなかでの関連的な言及にとどまっているのが現状ののモノグラフ、ないし地主層の包括的な研究や個別研究を関連している。

五五 (五五)

八世紀後期イングランドに見る所領管理「専門職」

である。

ばには、 とも手伝って、この種の疑念は容易に払拭されなかった。 は、不正や腐敗の同義語ですらあった。きわめて長い間 業体であった。状況はもはや地主のアマチュア的経営の 従来以上の知識と効率が必要になってくる。事実、ヴィ と生産性を擁した複合組織へ発展すると、その運営には 然たる事実なのである。とりわけ一八世紀以降、農業上 用され、しばしば画期的な施策を打ち出しつつ、イング しかしながら現実には、彼らが実際に大多数の所領で起 務を持つ者が副業として引き受けるケースの多かったこ 所領管理人には資格や訓練システムがなく、また他に本 惑や偏見、 ますます専門的な管理人の需要が高まった。一九世紀半 範囲を超え、個人的な単独管理は次第に重荷と化して、 てなお、大所領はイングランド経済における最大級の事 クトリア期を見れば、産業革命の進展するさなかにあっ の諸変革や非農業部門の拡大にともない、所領が資本力 ランドの所領の日常業務に営々と携わってきたことは歴 い。しばしば「ステュワード術 さらに、 当時の農政通たるジェームズ・ケアードが、 非難が多かった事実を指摘しなければならな 古くから所領管理人の忠誠や能力に対する疑 (arts of stewards)」 ム

> は間違いなさそうである。 、(agent or steward)の選定は決定的に重要なことで 大(agent or steward)の選定は決定的に重要なことで が高」と主張するまでに至った。一八世紀から一九世紀 のは、一八世紀から一九世紀 のまで、適切な資質をそなえた管理

迫るべく、あえて一人の人物の経歴と実務、そして著述 こでは概ね所領管理に深くかかわる彼の発言と、実地で むしろ注目すべきは、ケントが土地の価値算定に通じた えば、まず『地主ジェントルマンへの指針』の著者、つ の職務は当時の所領管理業務の実状を知る重要な参考に 像の一端を整理していく。 所領管理のエキスパートであり、これこそ彼の本業、 上の彼の位置づけを論ずることが本稿の目的ではない。 まり農業著述家・指導者として知られる。だが、農学史 に着目したい。一八世紀後期および一九世紀初頭に活躍 された者とその雇用形態、業務内容等の具体的な実態に の業績を踏まえ、当時の所領管理の具体像並びに管理人 つ収入源にほかならなかった点にある。 したナサニエル・ケント(一七三七~一八一〇年)とい そこで筆者は本稿において、この時期に所領管理を託 ただし、ナサニエル したがって、

ささやかな手がかりとしたいのである。
専門職と化していくいわば発達史を考える際の、一つの時で、人のケースをとり上げて当時の所領管理が確固たるの業者の事例と対比させつつ論ずるのは多少とも意味あい。また第と思われる。筆者は本稿を、所領管理人の全貌を明確にしておく必要があろう。また筆者としては、たっはなるが、必ずしもその平均値ではない。この点、予めはなるが、必ずしもその平均値ではない。この点、予め

二 ナサニエル・ケントの経歴(5)

ツマス市で海軍造船所の書記や、艦隊後衛司令官だったツマス市で海軍造船所の書記や、艦隊後衛司令官だったとまれた。ケント家については、ナサニエルの兄と思わたと推察されるのみである。長子でないナサニエルは早たと推察されるのみである。長子でないナサニエルは早たと推察されるのみである。長子でないナサニエルは早たと推察されるのみである。長子でないナサニエルの兄と思わたと推察されるのみである。長子でないナサニエルの兄と思わたと推察されるのみである。長子でないナサニエルに任ぜらたと推察されるのみである。長子でないナサニエルに任ぜらたと推察されるのみである。長子でないナサニエルの兄と思わたと推察されるのみである。長子でないナサニエルの兄と思われたことは察されるのみである。長子でないナサニエルの兄と思われたことは察されるのみである。長子でないナリニエルの兄と思われるアンブローズ・ケントは、一七三七年、ハンプシャのペントン・ラールが、

ントに滞在していた彼の経験が、庶民院議長サー・ジョ 著名な海軍提督アンスン男の兄でノー と無関係ではなかったろう。ともあれ、カストに加え、 と自体、当時のイングランドに浸透していた農業改良熱 家とはいい難い時期の彼に、この種の依頼が舞い込むこ に大きな影響を及ぼしている。しかし、まだ農業の専門 誇りとしたフランドルの農業方式は後の彼の所論や実践 際、ケントがヨーロッパ最高と評し、その知識や見聞を フランドル農法の説明書を作成する機会に恵まれた。実 ン・カストの注目するところとなり、彼はカストのため がけないことに、当時の農業先進地帯であるネーデルラ 安定せず、しばしば上官の私的な従者に過ぎなかった。 下級秘書職はその部局を問わず、概ね薄給、かつ身分も ぶさに観察した模様である。とはいえ一体に、行政府 先進的ないわゆるフランドル農法に強く関心を寄せ、 するかたわら、オーストリア領ネーデルラントにあって この間、 サー・ジェイムズ・ポーターの秘書として大陸へ渡った。 にかけ、 ギアリー提督づきの秘書を務めた後、六三年から六五 一七六六年、ケントは空しく帰国する。ところが思 彼は勘定書の清算ほか、広く雇主の実務を代行 ブリュッセル駐在イングランド全権公使 フォー クの地主

八世紀後期イングランドに見る所領管理「専門職

五七 (五七)

立つことになった。 スンらの知己・後援を得て、ケントは農業指導者としてリッチフィールド選出の庶民院議員だったトマス・アン

とともにケント・クラリッジ・アンド・ピアース・カン設し、ジョン・クラリッジ、甥のウィリアム・ピアースング・クロス五番地のクレイグズ・コートに事務所を開ー七九○年より少し前、ケントはロンドン、チェアリ

験に一定の成果を上げている。 リッジはその後独立して、一八〇四年以降にはケントの 見ると、彼の単独事業だった時よりも明らかに拡大し、 見ると、彼の単独事業だった時よりも明らかに拡大し、 見ると、彼の単独事業だった時よりも明らかに拡大し、 見ると、彼の単独事業だった時よりも明らかに拡大し、 見ると、彼の単独事業だった時よりも明らかに拡大し、 が一の王領地の統括管理まで手がけるに至った。王領農 が一の王領地の統括管理まで手がけるに至った。王領農 が一の王領地の統括管理まで手がけるに至った。王領農 が一の王領地の統括管理まで手がけるに至った。王領農 が一の王領地の統括管理まで手がけるに至った。 とウィン にはケントの りッジはその後独立して、一八〇四年以降にはケントの りっジャーフォーク式輪作の導入、 高産・農機具ほかの実 はケントの は、ケントの は、ケントの が、また王室宮内官 はでは、耕地の拡大やエンクロージャ、フランドル式お はでは、対域を とびノーフォーク式輪作の導入、 高産・農機具ほかの実 がいていた。 クラ

agent)ナサニエル・ケント氏」の逝去を伝えた翌年、 終えたのであった。 イングランドで当時なお基幹産業だった農業に身を置き、 たことは、万人の認めるところである」。一八世紀後期(タ) 年一〇月のことである。「著名な土地管理人(land 幅広い所領業務の第一人者として、彼は成功裡に生涯を 貢献をした専門家(professional man)がかつてなかっ している。曰く、「故ケント氏ほど自国の農業に多大な てもいる。死去したのはそれから約二年半後、一八一〇 に農業利益への偏りなく正直な献身に対し」、顕彰され 地主と借地人の間に立ち、彼が示した誠実や公平、さら 記載されるまでになった。一八〇八年三月には、ホーカ 伯領の見積り評価を手がけた際、ケントは議会制定法の 『ジェントルマンズ・マガジン』誌は最大級の讃辞を呈 (surveyor of land) という職業 (profession) にあって、 フォーク農業協会の総会で、「土地の測量・査定士 ムのトマス・ウィリアム・クックが議長を務めたノー なかで「著名な土地測量・査定士(Land Surveyor)」と

三 業務内容、および基本的方針

一七八八年七月一二日、ナサニエル・ケントは、バッ

八世紀後期イングランドに見る所領管理「専門職_

際の条件を、次のように書き送っている。とも三州に散在するドレイク家領の一括管理を請け負うレイクへ宛てて、本拠のバッキンガムシャのほか少なくキンガムシャ、シャードゥルーズの地主ウィリアム・ド

作成することになります。 「測量、見積り評価、設計・段取り (arranging)、契 「測量、見積り評価、設計・段取り (arranging)、契 「測量、見積り評価、設計・段取り (arranging)、契

(contracts, bargain, and sales)の全てを監督するといっおこない、さらに契約、売買契約および売却と、各種送金が遺漏なく会計簿に記載されるべく監視を監査および検査し、貴下が過誤や無用な出費による被なわち貴領の管理人(steward)とともに会計簿の一切なわち貴領の管理人(steward)とともに会計簿の一切

五九 (五九)

費を申し受けます。 臨時の出張を要する時は、日当一ギニーと出張中の諸経グズ・コートの当方事務所で処理された場合です。……す。ただしこれは役務がロンドンの貴下の屋敷かクレイた諸業務への報酬として、年間一○○ポンドを請求しま

りません。」 際、上記以外の報酬の類を要求、受領することは一切あ の条件で当方へ委託して下さることを希望します。その 取り結ぶべき賃貸契約をお持ちでしたら、それも通常

および基本方針を概観しようと思う。

ここにそれぞれ区別して説明されている。やがて事業の定にそれぞれ区別して説明されている。やがて事業の空ににそれぞれ区別して説明されている。やがて事業の変展につれ、土地売買の仲介という二種類の役務が、契約の策定、実際の管理・監督という二種類の役務が、対領であり、上記の書簡が、以後の業務の概要と基本姿い頃であり、上記の書簡が、以後の業務の概要と基本姿にの時期はケントがロンドンに事務所を構えて間もなる。の時期はケントがロンドンに事務所を構えて間もない。

(1) 土地の見積り評価および設計配置、賃貸契約の

策定

る。 果、 踏み切った。この種の作業を組織的に進めていく際、(ユ) クローヴァーなる者は測定・検分の後の製図作成に協力 と何らかの提携関係にあった人物が六名を数え、例えば ンパニーの周辺に下部スタッフや協力者が相当数、存在 借地権を設定する一方、借地人と小屋住みの人数削減に に担当したのはジョン・クラリッジであった。検分の結 かけ、ヨークシャ、エグルモント伯領の評価見直しを主 それぞれ見積り評価を実行している。九六年から七年に(⑴) がノーフォーク、ホーカム在、クック家領の農地につき、 ナーシップ発足後の一七九一年と九五年にはカンパニー シャ、ハードウィク伯領の一部について、またパート し(revaluation)というプロセスがしばしば不可欠とな が見込めるか具体的数値を示す作業、つまり測量・査定 しても不自然ではない。事実、確認しうる限りでは彼ら (survey)、見積り評価(valuation)、もしくは評価見直 新規の顧客を得た場合、 例えば一七七四年末、ケントが単独でグロスター 四割以上の引上げ査定に成功、また原則三年期限 カンパニーは当地の地代額を実勢から見て不適当と 所領を検分し、どれだけ収入

させることもあったようだ。い見積りの場合、業務の一部を地元の取次ぎ人に下請けはかを代行していたらしい。それから、さして重要でなほかを代行していたらしい。それから、さして重要でなし、G・F・スィンはケントの晩年に諸事務や評価実務

報酬 うことになるのだ、と述懐した。ドレイク宛て書簡とと(ધ) かったと自負する次第です」と語り、雇主から委ねられ きな所領に雇われておりますが、自分がその任にあると に答え、「私は現在、見積り人(land-valuer)として大 ……誠実な証人として振る舞ってきたつもりである」。 ……私としては土地の価値評価を算定するにあたり、地 営も軌道に乗りはじめた一七九六年、 た対象物について妥当と考える額を割り当てることによ の良心を満たすことなく、この職務を引き受けはしな また一八〇八年のノーフォーク農業協会総会でも、顕彰 主と借地人の間に立って、いつも双方の共通の盟友、 も顧客の方々に提供したサーヴィスに応じて、金銭上の している。「他の専門家(professional men)と同様、私 針』増補版の追加節、「補足的な指針」のなかでこう記 すでにいくつかの所領管理を手がけ、 自分はそのジェントルマンの財産評価を任せてもら (pecuniary reward) を受けとってきた。とはいえ、 ケントは『…指 カンパニーの運

(valuer) としての手腕だったことは間違いあるまい。一つが、土地評価業務に発揮されるケントの見積り人その第一人者たる自負が読みとれ、それを支えた根拠のもに、ここには一つの独立した職業人としての認識と、

もれず、ケントは所領の最適な営農のため、賃貸契約のあった。アーサー・ヤングら、当時の農業著述家の例にている通り、借地人との賃貸借契約(lease)の策定でトの精通したテーマが、ドレイク宛て書簡にも強調され所領管理を請け負ううえでもう一つ重大な、かつケン所領管理を請け負ううえでもう一つ重大な、かつケン

早くも一七七〇年代、グロスターシャおよびウースター かったろう、と彼は主張する。賃貸契約条項を梃子とし 農意欲や資本を十分にそなえた借地人を誘致し、 業に与えることのできるもっとも合理的な奨励手段にほ 存在と効果を重視している。 地代額一、〇〇〇ポンドの所領で二、一〇〇本の材木が確 き旨の規定を賃貸契約へ書き込んだ。彼の試算では、か 間地代一〇ポンドごとに一本、毎年木を植えて保護すべ シャでサー・チャールズ・コックス領の管理を引き受け かったら、実現された収入増の三分の一も達成できな に評価額の倍増した所領も多いが、もし賃貸契約がな 諸州の場合、農業の経営基盤が定着し、最近五〇年の間 えば、定期賃借権の付与が慣習として広まっていた東部 行を促し、地代の増収を期するという側面であった。例 貸契約の条項を通じ、地主が借地人に自ら望む改良の実 かならず、その根拠として強調されているのは、 かる措置により通常的な二一年契約が満了する頃、 木用に植林する目的で、農地の占有者の各自に対し、年 た際に明らかである。すなわち、生け垣となる低木を材 て借地人を改良事業へ駆り立てた事例は、ケントの場合、 安堵を与えることができる点。だが、より重要なのは賃 彼によれば賃貸契約こそ農 彼らに まず営 年間

益が見込まれるという。 (窓)保され、結果として二八八ポンド一五シリング相当の収

貸条項の策定は大きな意味を持っていたといえる。また 化されなかったろう、と推測する。当時、すでにマーリ る。この契約書の諸条項が『…概観』巻末に再現されて り人(valuer)の間に当時普及していた形式と考えられ インクで記入されたもので、ケントをはじめとする見積 書式は印刷活字体の本文に加え、日時と当事者の氏名が 借人トマス・ヘイスティングズとの合意書に署名した。 て当地の借地農と交渉しており、例えば一七九一年二月 ントのカンパニーもこの時期、賃貸契約の取決めについ の賃貸交渉を外部業者(agent)が請け負っていた。 クック家の本拠ホーカムでは、一七八○年代頃から農地 ングの費用が借地人負担となっていたから、この点で賃 マーリングは着手できず、現在の三分の一の面積も耕 たす契約の効力であった。彼は、賃貸契約がなけ して泥灰土を入れるマーリング(marling)の実施 ある。ケントがまず注目したのは、 のは、ノーフォークのクック家領を手がけた時のもので 二日、ケントはロンガム・ホール農地の賃貸に関し賃 農業改良案を盛り込んだ賃貸契約の実例として重要な 耕地化のため施肥 ń に果 ば

していた事実は意味深い。 していた事実は意味深い。 していた事実は意味深い。 していた事実は意味深い。 していた事実は意味深い。 していた事実は意味深い。 していた事実は意味深い。 していた事実は意味深い。 していた事実は意味深い。 していた事実は意味深い。

代が最低二割目減りしていると警告し、一部の地主に契じノーフォークでも賃貸契約のない大所領にあっては地負った模様だ。少なくともこうしたケースだけを見る限負った模様だ。少なくともこうしたケースだけを見る限負った模様だ。少なくともこうしたケースだけを見る限負った模様だ。少なくともこうしたケースだけを見る限度った模様だ。少なくともこうしたケースだけを見る限度のたり、賃貸契約条項に地主が想定する営農の標準を盛り込むことは可能であって、それらが借地人の行動に影響をむことは可能であって、それらが借地人の行動に影響をあるとは可能であって、それらが借地人の行動に影響をとあらば相応の代替地を得て土地交換に応じる義務もとあらば相応の代替地を得て土地交換に応じる義務もとあらば相応の代替地を得て土地交換に応じる義務もとあらば相応の代替地を得て土地交換に応じる義務もとあらば相応の代替地を得て土地交換に応じる義務もとあらば相応の代替地を得て土地交換に応じる義務もとあらば相応の代替地を得て土地交換に応じる義務も

家としての意識が感じられる。 (翌) 家としての意識が感じられる。 (3) 京特する論拠は非常に強固と言い切った背景には、まさ支持する論拠は非常に強固と言い切った背景には、まさ支持する論拠は非常に強固と言い切った背景には、まさ教嫌いの風潮が根強いことを承知しつつも、賃貸契約を約嫌いの風潮が根強いことを承知しつつも、賃貸契約を

(2) 複数所領の全般的な管理

思われる。

元来、ナサニエル・ケントが『…指針』を発刊した目の様の農本主義的社会観を理想に置きながら、ケントはでもあった。「ノブレス・オブリージ」を基調とすることは自らの利得というばかりでなく、彼ら固有の責務でもあった。「ノブレス・オブリージ」を基調とすることは自らの利得というばかりでなく、彼ら固有の責務でもあった。「ノブレス・オブリージ」を基調とするこの種の農本主義的社会観を理想に置きながら、ケントはの種の農本主義的社会観を理想に置きながら、ケントは別の人がであった。「ノブレス・オブリージ」を基調とするこの種の農本主義的社会観を理想に置きながら、ケントは別様であった。「ノブレス・オブリージ」を基調とするこの種の農本主義的社会観を理想に置きながら、ケントはの地に、土地所有者たるジェントルマンに所領経営の適切的は、土地所有者たるジェントルマンに所領経営の適切的は、土地所有者たるジェントルマンに所領経営の適切を判断に、土地所有者たるジェントルマンに所領経営の適切の種の農本主義的社会観を理想に置きながら、ケントはの地に、土地所有者により、

一八世紀後期イングランドに見る所領管理「専門職」

つつ項目的に述べたい。

ま行した業務を、バックボーンとなる構想・方針も交えをに扱う内容は多少とも異なり、またそこに彼の立場でとに扱う内容は多少とも異なり、またそこに彼の立場でとに扱う内容は多少とも異なり、またそこに彼の立場が設計配置、賃貸契約の策定とともに、実際の所領管理を設計配置、賃貸契約の策定とともに、実際の所領管理を設計配置、賃貸契約の策定とともに、実際の所領管理を設計配置、賃貸契約の策定とともに、実際の所領管理を設計配置、賃貸契約の策定ともに、実際の所領管理を設計配置、賃貸契約の策定とともに、実際の所領管理を設計を表する。

ジャと適切な輪作により、同じ土壌でも数年後に収益が ヤング、ウィリアム・マーシャルほか、当時の代表的 あった。この種の輪作や、 に見られるカブの導入は、イングランドでおこなわれて 作にもとづく新農法を推奨した。彼にとりノーフォーク 貸契約や、『…指針』初版の記述からも明らかだが、ケ 地 合といった諸改良を実現する条件として、彼が強く提唱 いるどの方式よりもネーデルラントのそれに近いもので 論者の主張でもある。ケントの予測では、 したのがエンクロージャにほかならない。これは概ね、 ントはフランドルの八輪作、ないしノーフォークの六輪 の耕地化が深く関与していたごとく、確たる言及こそ エンクロージャ奨励と小農地主義 王領地で実行された輪作と排水に荒地や共有 建物の設営、排水、地片の統 クック家領の賃 エンクロ 1 な

性を強調するのである。こうした立場のケントが、エンは人口および収益の増加に果たすエンクロージャの実効 耕地化、 耕地がすべて囲い込まれ、共有地・ヒース荒地も大半が 頃から単独で監督したウィンダム家領、ノリッジのフェ ジャにあるという。その例証とされるのが、一七七〇年 三分の一の増加を見ているが、主たる要因はエンクロ 執筆時のイングランドの人口を五○年前に比較すると約 揮するエンクロージャが無関係だったとは考えにく クロージャ実施を容易にすべく、 ン教区に人口増の兆しをまったく見出せぬことから、 頃エンクロージャが実施されなかった近隣のウェイバ 人口は一七四名にまで増加し、収量も拡大を見た。 人口も概ね一二〇名強にとどまっていた。ところが共同 〇エーカー、共有地ないしヒース荒地四〇〇エー ○○エーカー、森林地が一○○エーカー、 面積一、三〇〇エーカーのうち、囲い込み地はわずか四 ルブリッグ教区である。 ないものの、クック家領ほかの改良事業に彼の企画 本化や、 また彼の論によれば、『…指針』増補版や『…概観』 あるいは植林された結果、一七九〇年代前半の 認可手続きの簡素化、 当地の場合、一七七一年まで総 関連する議会制定法の 法案申請時の納付金 共同耕地四 ・カー、 · 指

といえよう。 (fee) ほか費用負担の軽減を訴えているのは当然の仕儀

マーシャルらときわめて対照的で、そこには二つの基本ことを理想的形態と見た。この点、彼の立場はヤングや 救貧の対象と化してしまう。結果として人口が激減し、 的な食糧を廉価で買う機会が失われ、これもまた早晩、 は教区の慈悲にすがるほかなく、小屋住み労働者は日常 生計の立たなくなった小農は労働者へ転ずるか、あるい 三分の一も養っていない。このような場が解体されれば れば一六世帯を扶養できるのに、現実には大部分がその 地代額一、〇〇〇ポンド級の所領の場合、適切に配分す 地は多くの世帯に生活基盤を与える。彼の試算では年間 う見地からも、小農地制が推奨された。十分な資本を持 ある。第二に、農村社会の全体的な利益ないし調和とい ドルの影響と、独立した小農という存在に対する郷愁で 理念がうかがえる。第一は、小農地を中心とするフラン 様で概ね小規模、三〇~一六〇エーカーの範囲内である 買占めといった事態を深く憂慮し、むしろ農地規模が多 つ営農家以外に賃借不可能な大農地と違い、この種の土 貧欲な大農経営による五○年来の小農地の解体、併呑や しかし反面、ケントは『…指針』初版刊行の段階で、

今や所領の負担する救貧税は耐え難いほど増大している。今や所領の負担する救貧税は耐え難いほど増大している。今や所領の負担する救貧税は耐え難いほど増大している。

排水・築堤事業 彼が関与したプロジェクトのうち、 一方とする根本策でもあったろう。だがそれは恐らく、一 が質税の急増という地主にとって深刻な現状を打開しよる。また複数の所領管理を請け負う彼の立場から見れば、 題は、実は後述の小屋住み労働者対策と深く関連してい の理想を述べたものに過ぎず、個々の所領管理のレ がエルで組織的に実行された形跡は見出しにくい。 この問 は、実は後述の小屋住み労働者対策と深く関連してい がエルで組織的に実行された形跡は見出しにくい。 この問

請用しうる第一の改良策と強調した時、彼が単なる理想でなわち彼の助言により、時価総額二○万ポンド相当の土地を海から保護するべく、海沿いの湿地に堤防が築かれた。『…指針』のなかで、排水は湿り気の多い土地にれた。『…指針』のなかで、排水は湿り気の多い土地にれた。『…指針』のなかで、排水は湿り気の多い土地にれた。『…指針』のなかで、排水は湿り気の多い土地にれた。『…指針』のなかで、排水は湿り気の多い土地にれた。『…指針』のなかで、排水は湿り気の多い土地にれた。『…指針』のなかで、排水は湿り気の多い土地には、エンクロージャに匹敵するほど大規模な事業としては、エンクロージャに匹敵するほど大規模な事業としては、エンクロージャに関係した。

一八世紀後期イングランドに見る所領管理「専門職_

様、この干拓・排水事業の細部や彼自身の果たした具体 時はケントの農業専門家としての手腕がまだ未熟で、 論を述べているのでないことは明らかである。ただ、(35) 的役割に関しては、なお不明確な点が多い。 ンスン家のため手がけたとされるヤーマスの土地開発同 当 ア

が含まれている。 例えば一七九〇年代にウィンザーの王領農地でケントが、 といえた。所領の産物、例えば各種農産品や鉱工業資源 してクラリッジがおこなった管理業務に、 また九○年代末にエグルモント伯領でカンパニー、主と のは主に木材と農産物の販売およびその監督であった。 て書簡にも言及されているごとく、ケントの請け負った は地主にとって貴重な副収入源を構成する。ドレイク宛 業地代だけでないことは、この時期となれば当然の認識 木材および農産物の販売 地主の収入が必ずしも農 この種の項目

統制がそれだけで片づくような単純事でなかった現実は していたことについては、すでに触れた。だが借地人の 改良等への誘導に果たす賃貸条項の役割をケントが重視 で注意を喚起している点のうち、着目すべきものを例示 容易に想像できよう。そこで彼が『…指針』ほかの著作 借地人との交渉 借地人の行動規制、 および新農法

もなく所領経営の必須条件であった。ケントおよび彼の

いうまで

する。 道義的義務をケントは力説してやまない。地主に対し、彼らに依存する農村階層の福利増進という 保全に関心を寄せることで応分のメリットがある、 る。すなわち、地主は借地人に対し、相応の住居と修繕 担額が非常に大きく、 きである、とする。この点でもまた、 罰を科さざるをえない場合でも、 節約されるのみならず、借地人にとっても自らの建物の 借地人も支払う方式である。結果として地主の修繕費が 担とする。要するに地代の三パーセント相当の修繕費を、 両者で折半し、六パーセントを超えた分は全額地主の負 に必要な資材を無料で提供するが、修繕に雇った労働者 ンスン領の管理を自ら手がけた時の方式が紹介されてい でこの問題の対応策として、ノーフォーク、トマス・ア 用建物の修繕は概ね地主の費用で実施されているが、 つまり猟場の保護のため、地主が借地人の侵犯行為に処 は強調している。第二は地主の猟場(game)に関して。 の賃金については年間地代の六パーセントを限度として 借地人から地代を遅滞なく徴収することは、 第一は修繕費の負担について。 所領収入の一割を下らない。(38) 寛大かつ穏和に処すべ 強固な立場にある 彼の論では、

カンパニーの場合、実際の集金は概ね所領づきの在地管カンパニーの場合、実際の集金は概ね所領づきの在地管カンパニーの場合、実際の集金は概ね所領づきの在地管カンパニーの場合、実際の集金は概ね所領づきの在地管カンパニーの場合、実際の集金は概ね所領づきの在地管カンパニーの場合、実際の集金は概ね所領づきの在地管カンパニーの場合、実際の集金は概ね所領づきの在地管カンパニーの場合、実際の

でカンパニーが財政面の管理を引き受けていた。 ウィンザーの王領農地に関しても、一八〇一年の秋頃また。 となって在地の会計士と手形の払い込みを監査し、 ク宛て書簡の後半部分にきわめて明白であり、実際、例 と推定される。彼がこの業務に通じていたことはドレイ と推定される。彼がこの業務に通じていたことはドレイ と推定される。彼がこの業務に通じていたことはドレイ とがとなって在地の会計士と手形の払い込みを監査し、 のとなって在地の会計士と手形の払い込みを監査し、 でカンパニーが財政面の管理を引き受けていた。

もまた、所領づき管理人の任務の一つであった。外部のする時、選挙権を持つ借地人らの支持を確実にすること選挙運動 地主家系の者が庶民院議員選挙に立候補

業者とはいえ、ケントもアンスン家やウィンダム家の選業者とはいえ、ケントもアンスン家やウィンダム家の選挙運動を手伝い、雇主から「貴殿とれノリッジ市、ノーフォーク州から立候補したウィリアはたー七九〇年と一八〇六年の総選挙の際、彼はそれぞまた一七九〇年と一八〇六年の総選挙の際、彼はそれぞれノリッジ市、ノーフォーク州から立候補したウィリア本・ウィンダムの選挙運動を手がけたヤーマス市から、学運動に若干関与した模様だ。一七八九年頃、彼はかつ業者とはいえ、ケントもアンスン家やウィンダム家の選業者とはいえ、ケントもアンスン家やウィンダム家の選

報酬 以上のような多岐にわたる業務を請け負うケントの側の条件はどうであったか。原則としてケントやかは彼らの指揮・監督にあたった。カンパニー発足後はいは彼らの指揮・監督にあたった。カンパニー発足後はいは彼らの指揮・監督にあたった。カンパニー発足後はでおこなわれたらしく、それゆえ彼らはしばしば過密スケジュールを強いられた。ドレイク宛て書簡を見る限り、を彼はまず管理以前の見積り評価、設計配置、賃貸業務一切につき、契約地代額を基準として、出張一回の場合でおこなわれたらしく、それゆえ彼らはしばしば過密スケジュールを強いられた。ドレイク宛て書簡を見る限り、でおこなわれたらしく、それゆえ彼らはしば過密スケジュールを強いられた。ドレイク宛て書簡を見る限り、でおこなわれたらしく、それゆえ彼らはしばしば過密スケジュールを強いられた。ドレイク宛て書簡を見る限り、ないは、実際の大部分が入上のような多岐にわたる業務を請け負うケントはすで

八世紀後期イングランドに見る所領管理「専門職」

と思われる。一方、ケント・アンド・カンパニーが一七報酬を請求する条件つきとはいえ、かなり控えめな提示 P・ホーンはこれが彼らの慣習的なレートと推定する。額または正味収入額の三・五パーセントを請求しており、 提示できる立場にあったとも考えられる。(4) 引き後の地代総額の一パーセントを下回ったようで、す とは見逃せない事実といえよう。 なく、歩合制にもとづく報酬・手数料(fee)だったこ 領の場合、彼らはその見積り料・管理料として確定地代 九〇年代末から請け負ったヨークシャ、エグルモント伯 べての業務をロンドンで遂行し、出張時には旅費と特別 家領の場合、年間管理料一〇〇ポンドという額は経費差 実務を請け負うとなれば、当然、所領ごとの状況によっ に『…指針』の著者として名声を獲得し、自前の条件が いずれにせよ彼らの受けとったのが固定給(salary)で て条件も若干異なるであろう。ただ書簡にあるドレイク 全般的な管理

(3) 土地の売買仲介

を公債に替えるのと同じくらい自由に土地の移動がなさ 多様化が定着していた。そうしたなかでケントは、 れることこそ、公益に寄与すると考えた。しかし売買に 八世紀末といえば、土地保有条件および資産形態の 動産

て必ず本人に伝えられる」。この自己宣伝めいた文言かで作成される。またその時の条件は業務の着手に先立っ 積り評価の関連業務、 立とパートナーシップの発足が、土地の売買仲介という ずる。つまり私はクレイグズ・コートに不動産 ように述べることはあながち不適当とは思われないと信 算を必要とすることがある。そのような際、頼れそうな 家 ドの利回りをそれぞれ設定し、土地売買を手がける実務 当、単純封土権、コピーホールド、任意的コピーホー されている実状に鑑み、便宜的な目安として、公債、 正確な基準を欠くため所領の取引がほとんど概算で処理 仲介を念頭に置いていたことである。ただし、ケントに 分野とかかわっていたらしい事実、そして彼が土地の見 ら推測されるのは、ケントのロンドンにおける事務所設 わるどんな部類の見積り(calculations)も適切な条件 売買対象となる土地が査定・評価され、売買条件にかか (Landed Property) を扱う事務所を設立した。ここでは 人たちがロンドンには数多い。……この場を借り、 『…指針』増補版の記述は引用するだけの意味があろう。 「しかし状況がひどく複雑な場合は、より立ち入った計 (man of business) の参照に供している。後に続く ないしその自然な延長として売買 次の

とって売買や取引の業務は必ずしも未知の分野ではないったろう。なぜなら彼は木材とか農産物の仕入れや販では土地の整理統合を、さらに雇主の要請で土地交換やては土地の整理統合を、さらに雇主の要請で土地交換やて見積り評価、全般的管理という既述の二分野とほとんで見積り評価、全般的管理という既述の二分野とほとんだ。とはいえケントが現実におこなった純然たる売買仲介は恐らく、時のたつにつれたのうえでは土地の売買仲介は、確認される限りではとんで見積り評価、全般的管理という既述の二分野とほとんが現実にあった純然たる売買仲介は、確認される限りではる売買交渉に、ロンドン金細工師組合とともに手広く関る売買交渉に、ロンドン金細工師組合とともに手広く関る売買交渉に、ロンドン金細工師組合とともに手広く関る売買交渉に、ロンドン金細工師組合とともに手広く関した。

これは傾聴すべき一つの証言と見てさし支えあるまい。当時の所領管理業務およびその周辺の実状を考える際、とりわけ後者では、自分同様、ロンドンを拠点に土地取とりわけ後者では、自分同様、ロンドンを拠点に土地取とりわけ後者では、自分同様、ロンドンを拠点に土地取とりかけ後者では、自分同様、ロンドンを拠点に土地取とりかけ後者では、自分同様、ロンドンを拠点に土地取とりかけ後者では、自分同様、ロンドンを拠点に土地取る。

だった事実は意味深い。競売の知識に通じ、かつその専の下請け業務を担当した前記G・F・スィンが競売人 括・拡大は、ほぼ同時に進行していた。農業エキスパー 門家を抱えた時、ケントのカンパニーは、競売市場を介 競売制度の存在を示唆し、さらに晩年以降、カンパニー(52) アム・ウィンダムと土地評価や売却について議論した際 仲介にまで手を拡げたのはこうした時代趨勢の一つの現 ち業務の専門分化と参入業者の増大、請け負う分野の一 agent)の特性が相互に結びつく傾向にあった。すなわ 測量・査定士、見積り人、不動産仲介業者(estate 対応して競売市場の発達を見、競売人(auctioneer)と 酬・手数料制にもとづき土地の査定・評価から管理業務 また一八世紀以降には、 からである。 した土地取引にも即応できる態勢にあったと想像される われでもあろう。その点で、一九世紀早々に彼がウィリ トたるケントが土地の見積り評価や管理のみならず売買 へ進出し、同時に土地取引の増大や取引技量の専門化に 測量・査定士 (surveyor) が報

四 小屋住み労働者をめぐって

すでに指摘したごとく、とりわけ所領管理に関連して

六九 (六九)

八世紀後期イングランドに見る所領管理「専門職」

を二、三挙げて見よう。 を二、三挙げて見よう。 を二、三挙げて見よう。 を二、三挙げて見よう。。 を二、三挙げて見よう。。 を二、三挙げて見よう。。 を二、三挙げて見よう。。

約のシステムが提案された。例えば年間およそ四〇シリ教示。さらに貸出し期間に関し、いわゆる三世代賃貸契用を詳細に示している。小屋の新規建築は地主がおこな用を詳細に示している。小屋の新規建築は地主がおこな用を詳細に示している。小屋の新規建築は地主がおこなまず、労働者の住居である小屋を堅固に改善・整備し、まず、労働者の住居である小屋を堅固に改善・整備し、

への模範といえるほど低廉になった。(55)して当地の小屋住みの権利金負担は、 新料として請求、以後一世代ずつ期間を加えていく。こ えない少額の免役地代 ングの収入が見込まれる小屋につき、一〇ないし一二ポ 動で実行しており、『…指針』の記載によれば、結果と にサー・リチャード・コックス領ほか初期の所領管理活 きる。一方、小屋住みの側は家族の居住財産を保証され、 しかも人手に不足しないので所領全体をくまなく活用で た場合より下回るが、そっくり自己収入として確保され、 ンドを超えない権利金 余暇に小屋の修繕も可能。以上のシステムを、彼はすで の方式を採ると地主の手にする家賃は中間徴収者を介し 一代目からは一年分の時価である四○シリングだけを更 (quit-rent) を徴収したうえで、 (fine) と、年間半クラウンを超 あたかも他の地

く、小売り人はすべて町へ出荷してしまい、労働者は業のできルクやバターほか、日用的な雑品を安く入手すると深く関係していた。小農地の多い場合、労働者が教区と深く関係していた。小農地の多い場合、労働者が教区と深く関係していた。小農地の多い場合、労働者が教区と深に重要なのは食糧の安定確保のため、労働者に便宜

して、その代わり果樹園を小屋住み農に与え、果樹栽培きで年地代一ポンド五シリングだった支払い条件を倍にさせ、あるいは一二の農地から一つを切り離すことによさせ、あるいは一二の農地から一つを切り離すことによたエグルモント伯領では、大農地から数エーカーを供出たエグルモント伯領では、大農地から数エーカーを供出た正グルモント伯領では、大農地から数エーカーを供出が重なが、から、実際行動が働者の食糧確保策もまた、ケントの場合、実際行動が働者の食糧確保策を

を小麦粉の現物で受けとれるよう配慮してもいる。 (6) の飢饉にあたっては、当地の労働者に対し、賃金の一部年、水車小屋の建設により、小麦粉を市価より少なくとに関しても、ウィンザーの王領農地を管理した一七九一と乳牛飼育を奨励するというものであった。食糧の頒布

のような方針もまた「カントリー・ビジネス」の重要な ジェントルマンに対し、上述の諸策を強く勧告した。こ は労働者を取りまく悲惨な状況を打開すべく、財産ある づけとなる実例は見当たらない。いずれにせよ、ケント た所領で現実にどれくらい労賃が引き上げられたか、 暮しは保証されて然るべきと彼は説く。ただ、請け負 る。自然の法や人間性の絆という見地から、この程度の 最低の衣服を身につけ、粗末な肉も食べられるようにな 率を高め、仮に日給一八ペンスとすれば、労働者家族は そこで地代や食品価格とほぼ同じくらいまで労賃の上昇 に比べ、賃金の増加率がはるかに小さいことであった。 乏の根本原因は、ケントによれば地代や農産価格の上昇 る労働者の境遇が快適か、 環であって、そこでは、 そして当然、労賃の引上げが急務とされた。労働者窮 彼の表現を借りれば 悲惨かに応じてのみ、 自領地

八世紀後期イングランドに見る所領管理「専門職」

七二(七二)

くてはならぬ項目となっている。結局、小農地の解体にうとする営農家にとり、今や救貧税額は真っ先に尋ねな 当時、イングランドの多くの地方で修繕費および救貧税 も悪影響を及ぼした。『…概観』に曰く、農地を借りよ 増加しつつあった。また、救貧税負担は借地人の誘致に とを見過ごしてはなるまい。『…指針』増補版によれば、 保護策の実現に地主が率先垂範すべきである。以上がケ 貧税も増大するから、それを防ぐためにも既述のような ともなって労働者の生活扶助が不可避となるにつれ、救 の総額が所領の年間収入の半分を超え、後者はなお一層 説く背景には、 ントの説く図式にほかならない。 だが一方で、 ケントが小屋住み労働者の自立を執拗に 所領の負担する救貧税の増大があったこ

礼賛者ではなく、むしろ貧民を安易に救貧院ないし労役 に見解を変更している。「…全生涯を懸命に労働へ捧げ る人々は、体力の衰えた時、 る期待を表明した彼だが、増補版の記述を見ると明らか ただ、彼は決して単なる家父長的温情主義者や救貧法 (House of Industry)へ収容する施策には疑問を抱い 『…指針』の初版段階でこそ労役場の設置に漠然た 強制されないとめったに働

> に、 保たれ、 ドの老齢年金計画を強く推奨した。労働者のプライドが や働けなくなった人たちへ支給する、ジョン・アクラン 金を設定したうえ、その運用により利息を貯めて高齢者 コート伯のケースが共感をもって紹介されている。第二はり同額を寄進するというニューナム在住、二代目ハー ニー入れ、営農家や商工業者が一シリング寄進すればや た。貧民が社会献金箱へ一ペニー入れたら自らも一ペ club for mutual relief) をさらに発展させることであっ ド西部の各地に発足していた一種の共済組合(social ない。労役場ではその区別ができないのである」。そこ である。 かぬ怠惰かつ放蕩な恥知らずとは違う処遇を受けて当然 て評価したのである。 でケントが提唱したのは、まず第一に、当時イングラン 若い頃の労働者から少額を積立金として徴収し、 前者が後者と同じ住居へおし込まれるべきでは かつ勤労意欲も失われない点を彼は何にも増し

こそ、 向上といった公共政策に資するものでもあった。 義一辺倒の実務家の発想とはほど遠く、むしろこの側面 本姿勢や、以上にうかがわれる一種の社会思想は効率主 小屋住み労働者の自立は、彼から見て人口増や治安の 画期的提言ではないにせよナサニエル・ケントの 彼の基

そこに感じとるからである。 (密) でそれを選ばせた当時の所領管理の一面を、われわれはけー・ヤングとは明確に異なる独自の事業観、および彼役場(workhouses)の効用を当然視した一時期のアー見過ごせぬ部分の一つと思われる。下層階級の貧困や労

——結びもかね—— 五 ナサニエル・ケントの位置づけ

か。若干の所見を述べてみたい。後期の諸状況のなかでどのように位置づけ、評価すべきしつつ、以上に概観してきたが、それらを広く一八世紀よび彼の基本方針につき、『…指針』の記述ほかを参照よび彼の基本方針につき、『…指針』の記述ほかを参照

(1) 農業指導者、著述家として

> 業発展の鍵を握る者」というにふさわしかった。 名な農業著述者に限って見れば、例えばヤング、マー名な農業著述者に限って見れば、例えばヤング、マーには、ケントら三名ほか多数の所領管理人が含まれている。農業改良会へ提出された各州農事報告書の執筆者には、ケントら三名ほか多数の所領管理の実務を経験してるが、J・ハバカクの指摘にあるように、彼らの一部はではしごく当然であり、事実、彼とほぼ同時代を生きた高はしごく当然であり、事実、彼とほぼ同時代を生きた高

一八世紀の所領管理人が顕著な貢献を果たした農業関ー八世紀の所領管理人が顕著な貢献を果たした農業関ーの出紀の所領管理人が顕著な貢献を果たした農業関ーの出紀の所領管理人が顕著な貢献を果たした農業関ーの出紀の所領管理人が顕著な貢献を果たした農業関ーの出紀の所領管理人が顕著な貢献を果たした農業関ーの大世紀の所領管理人が顕著な貢献を果たした農業関ーの大世紀の所領管理人が顕著な貢献を果たした農業関ーの大世紀の所領管理人が顕著な貢献を果たした農業関ーの大世紀の所領管理人が顕著な貢献を果たした農業関ーの大世紀の所領管理人が顕著な貢献を果たした農業関ーの大世紀の所領管理人が顕著な貢献を果たした農業関ーの大世紀の所領管理人が顕著な貢献を果たした農業関ーの大世紀の所領管理人が顕著な貢献を果たした農業関ーの大世紀の所領管理人が顕著な貢献を果たした農業関ーの大世紀の所領管理人が顕著な貢献を果たした農業関ーの大世紀の所領管理人が顕著な貢献を果たした農業関ーの大世紀の所領管理人が顕著な貢献を果たした農業関ーの大学を表示した。

八世紀後期イングランドに見る所領管理「専門職」

七三 (七三)

えていたのは疑いない。さらにウィンザーとリッチモンに知らしめたかの大規模改良事業に一つの前提条件を与 べき一九世紀前半、著名な所領づき首席管理人フランシ 心に活動し、例えばクック家の所領管理に参画した。彼 な輪作計画等のケースから見て明白であろう。なかでも ようだ。実際、所領管理にあたった人物のうちで、ケン(型) ドの王領地も結果的にケントの農業エキスパートたる見 ス・ブレイキーが実行し、当地の農業システムを全国的 ムの賃貸方針全体にとって大まかな模範となり、 の策定した賃貸条項や六輪作の基本的な枠組みがホーカ 彼は当時の高度輪作の先進地帯であるノーフォークを中 クス領の植林事業、 されたこともあまりない、というのが全国的傾向だった イニシアティヴをとったのはむしろ借地農であり、彼ら 識と能力を実証する、名誉ある舞台を提供したのだった。 トほど農業技術を身につけ、 に新農法の採用を強制する手段として賃貸契約書が活用 ハバカクの印象にしたがえば、改良農法の採用において て少数だったことは容易に想像できる。彼が一つの所 もちろん、彼が示したようなめざましい農業上の業績 当時の所領管理人一般に当てはめるのは妥当でない。 クック家領のマーリングおよび広範 実績を上げたケースがきわ 来たる

> 手に引き受け、 な貢献をなしたのである。 とができた。つまり「農業革命」の進行それ自体に重要 著述活動により、なお一層の改革への道筋を指し示すこ ントの場合、自らおこなった幾多の大所領の管理と改良、 実質推進者、 紀に進行していた農業技術改良と所領経営改革の主要な 相違があったと考えられる。しかし、それでもケント には、農業エキスパートとしての立場においても微妙な に活躍する例えばブレイキーのような存在とケントの間 ムの方が向いていたからであろう。その点で、一九世紀 地域に応じた農法の助言が可能な以上、そうしたシステ ためばかりでなく、 の経験に懲りて独立を確保しようとする意志が強かった 選んだのは、雇主の気まぐれに翻弄された下級秘書時代 領に専属する統括管理人ではなく、 ブレイキーほか一連のすぐれた所領管理者が一八、九世 かつ証言者だった事実は否定できない。ケ 現地の管理者を外部から監督する立場を 一般的な所領管理人の未熟に鑑み、 複数の所領管理を

ジ、バーミンガムほか、製造業の盛んな大都市はモラル農本主義が形成される。彼によれば、ロンドン、ノリッ管理業務も、大半が農業関連に限定され、ここに固有のかくして『…指針』や『…概観』の記述も実際の所領

しかし、 当時の水準を超えた専門的な領域へと高めたのだった。 地の売買仲介ぐらいなものである。彼の所領管理にあっなっためぼしい非農事業といえば、フーラム等での市街 必ずしも時代的制約とはいえない限界と見てよかろう。 業関係の事業を請け負う者も増えてきた。ケントのおこ^(刃) だが一八世紀後期という時、農業が基幹産業だったにせ 実践と著述によりエンクロージャほか所領の営農指導を、 て、この点は小農地主義と同じくいわば消極的な側面、 生が劣悪なため人口を消耗するだけの存在に過ぎない(%) と健康の両面で有害な資源浪費の場であって、 は認められない。農業部門に確固たる基盤を置き、彼は た要素がかなりの規模で入り込み、管理人のなかには工 していたことは周知の通りであり、所領経営にもこうし よ、鉱工業、運輸、宅地開発等の非農事業が急速に拡大 かかる限界が実際の業務に支障をきたした形跡 環境· 衛

(2) 所領管理「専門職」として

ラブすら存在せず、また強いていえば営農家や法律家、格も養成システムもなく、同業者の団体はおろか親睦クそもそも所領管理業の場合、一八世紀当時には確たる資出した経路自体は、とりたててユニークなものではない。 ナサニエル・ケントが所領管理業務の請け負いに乗り

態や条件、すなわち顧客との対応関係にほかならない。 態を理解する一助となるのは確かだが、彼の真に注目す のすぐれて個人的な信頼にとどまっていた。したがってではなく、独学と実地での体験、および雇主たる地主と 当時なお、 と判断されればどんな経歴の者でも参入できたのである。 多かったものの、要は能力と信用度、人品を備えている ごとく、彼の主目的は、 されていけば、貴下はその状況を知り尽くすこととなり 雑務については在地の管理者に委ねるのが通例であった。 上の助言、全般的な監査といった項目が中心で、現場の その内容はきわめて多岐にわたるが、計画の立案、管理 務所を設立し、同時に複数の顧客、所領業務を担当した。 を使用した根拠となるのは、 べき部分は、そして筆者があえて「専門職」という用語 ましょう。 同様に、ハードウィク伯に対し「所領がこのように統括 ケントの経歴や業務内容が一八世紀末の所領管理人の実 カントリー ブルなく、運営していけるはずです」と請け合っている ケントはロンドンに二人のパートナーとともに共同事 その後、 所領管理業の基礎といえば教育や正規の訓: ・ジェントリの次三男ほか中産階級出身者 貴領は誰が管理してもほとんどトラ 離任した後もたやすく維持でき 現実に業務を請け負った形

七五 (七五

八世紀後期イングランドに見る所領管理「専門職」

いわれる一七世紀末を経てケントらの活躍した時期、そ中世から、ほとんど所領の数だけ管理の形態があったと ろう。ただ、この点を論ずるためには、いうまでもなく 所領管理人の大勢ではなく、むしろ少数派と考えてよか 手数料の形をとったが、この種の専業は必ずしも当時の ら指揮・監督にあたり、売買仲介の面では主に市街地の てケントの意義づけを試みたいと思う。 パターンに大別・分類し、より大きな視野からあらため り体系的に俯瞰せねばならない。本稿ではその余裕がな して今世紀に及ぶ所領管理業の複雑な専門化過程を、よ ではなく、主として歩合制による業務別の報酬、ないし 立場を貫いたのである。それゆえ収入源は固定した俸給 まされながらも、他の副業に頼ることのない独立専業の 物件を扱った。すなわち在地管理人との衝突や出張に悩 に際しては数次の出張をともないつつ、概ねロンドンか 所領の見積り評価や設計配置を得意とし、全般的な管理 していると見られる。すでに述べた三分野のうち、 るシステムの確立にあり、これは特有の業務形式を反映(®) いので、さしあたり一八世紀以降の所領管理人を三つの 彼は

プで、領内の営農家やごく小規模な地主、聖職者、ソリ第一は、どちらかといえば中小の所領に見られるタイ

地下資源開発の進言、 農地を格安の賃貸料で借り受け、自前の営農に励むかた き、ヨークシャ、ウェスト・ライディングにあるウォ ち、勢力が減退して専門職に駆逐されるのはようやく一 続業務、 て所領の管理人を任されるケースである。営農家は現地 シターないし代訴人(attorney) や投資あるいは運河・ 土壌改善や排水・建物の維持管理、契約書の策定、 クロージャほか所領の再編成や改良に関する計画の立案、 試みに業務内容を挙げれば、地代の集金をはじめ、 わら、年俸八〇ポンドで所領管理の一切をとり仕切った。 ン・ハーディ(一七四五~一八〇五年)の場合、広大な ター・スペンサー=スタナップ領の管理人だったジョ よって大きく異なるが、例えばケントとほぼ同時代を生 雇用された形態や業務内容、報酬条件を見ると所領 八七〇~九〇年代に至ってからである。この種の人々が(※) ばしば批判されながらも所領管理分野に根強い需要を保 特性を発揮した。なかでも後者は、農業に未熟な点をし の農業慣行に通じ、法律家は土地取引や賃貸契約等の手 の実業家といった人々が概ねパートタイム的な副業とし マナー裁判所の執事役 鉄工事業への参与に対する助言、 雇主に代わっての土地売買、そし (court-holding) ら法曹関係者、 ほかに その他 エン

強いていえばこれらの人々に多かったようである。 強いていえばこれらの人々に多かったようである。 強いていえばこれらの人々に多かったようである。 が出代徴収を請け負ったり、管理の見返りに出張費や がしろポンド当たり六ペンスから一シリング程度の歩合 がしろポンド当たり六ペンスから一シリング程度の歩合 がしろポンド当たりかがわせる実例といえる。だが なの方がはるかに一般的であった。結局、副業として所 類管理に関与した人々の大部分はハーディのような手腕 や名声とは無縁で、管理人たる明確な自覚を持たなかった。所領管理人がよく非難される職務怠慢とか不正も、 で領内の毛織物生産の指揮・監督にまで及んだ。鉱工業 で領内の毛織物生産の指揮・監督にまで及んだ。鉱工業

置された中央管理事務所(central office)詰めの常勤管限を託された首席管理人のタイプで、高い社会的評価を限を託された首席管理人のタイプで、高い社会的評価を限を託された首席管理人のタイプで、高い社会的評価を限を託された首席管理人のタイプで、高い社会的評価を第二は、主として大所領に在勤し、地主から広範な権第二は、主として大所領に在勤し、地主から広範な権

た。大所領づき首席管理人クラスの報酬を見ると多くが(部) 常勤管理のノウハウは時とともに普及、拡大しつつあっ 制の徹底を図ろうとしていた。このように組織化された数名の副管理人(underagent)を起用することで経営体 学に新設された近代史欽定講座教授のそれに匹敵する。(タロ) 世紀になってからとされる。だがすでに一八世紀初頭(88) 年俸一、〇〇〇ポンドに達するケースが現われはじめる 見当、これは当時オクスフォードとケンブリッジの両大 年俸制で、その権限や責任にふさわしく、一部の者はか 代徴収にあたる借地人の兼業ベイリフを監督させるため 理人のジョージ・プラックストンが、パートタイムで地 からぬ相違があり、また本格的な発展を見せたのは一九 理人を筆頭に、様々な名称の下位スタッフが業務を分担 相場であった。一九世紀に至り、彼らの呼称として「ス 領地の常勤管理人が受けとっていた年俸は四○○ポンド なりの高給を得ていた。一八世紀初頭段階で、最大級 ウェスト・ミドランドのルースン=ゴー家領では首席管 よりこうしたシステムにも地域や個々の所領ごとに少な 八世紀末になるとデヴォンシャ公領の管理人のように 高度な階層的管理体制が敷かれるようになる。 一般的な大所領では三〇〇~四〇〇ポンドが大体の 0

八世紀後期イングランドに見る所領管理「専門職」

た。彼らが当時の最高給を食む上層の実業者に属したこ(ミロ) に一、八五〇ポンドもの俸給を与えられる者さえ出現し けた証左ともいえそうだ。 とは、一面、大所領が依然として最大の事業体であり続 公領の統括管理人(commissioner)のごとく一八七八年 テュワード」よりも「エイジェント」がさらに一般化し てくると、俸給もまた一段と上昇し、ノーサンバランド

中心に「土地管理・周旋人協会(Land Agent Sociey)」 が結成され、資格試験制度が導入されたのは今世紀初頭 をほとんど感じなかった。農村所領の管理を扱う人々を 機に乏しく、一個の職業人にふさわしい統一行動の必要 主貴族と強く利害を共有したため、同業者意識はきわめ の実務家として社会的にも高い名声を博したものの、地 バランド公領のヒュー・テイラーといった人物は第一級 のクリストファ・ヘイディ、クック家領のフランシス・ あった。とりわけ一九世紀に活躍したベドフォード公領 することによって、はじめて自己を確立しうる存在で を主張したり、業務遂行時の条件を定式化したりする動 て薄かったといわねばならない。つまり集団として利益 ブレイキー、ダラム伯領のヘンリ・モートン、ノーサン 彼らは雇主たる大地主およびその領地と人的に一体化

> 時流にそぐわないものと変じてしまう。 (3)が解体していくにつれ、首席管理人タイプの活動は早晩 になってからである。だが皮肉なことに、大所領の多く

七八 (七八)

等々を推奨している。まもなく、これらの人々は全般的(%) なかった。ケントより一世代前、土地測量・査定士のト改良手段の提言等のため招かれる管理上の助言者に過ぎ らかで、恐らく彼は第三のタイプ、すなわち個人や商会 た。ケント自身、 うな測量・査定士や見積り人がこの業界へ数多く参入し な管理実務も併せて引き受けるようになるが、当初から すこと、慣習保有の借地人を自由保有へ切り替えること、 ランドの所領群を検分し、六名のベイリフに代えてス なってからで、それも当初は所領再編成の指揮・監督や ていた。この種の業者が活動しはじめるのは一八世紀に 負ったりする独立系の業者(land-agency firm)に属し のかたちで所領業務の助言をしたり管理の実務を請 ナサニエル・ケントが以上の範疇に該当しないことは明 の性格上、土地の実測や評価に通じていたブラウンのよ テュワードを一名だけ置くこと、農地の現状評価を見直 マス・ブラウンは、一七五〇年代にヨークシャとカンバ 所領管理を副業とせず、大所領の在勤管理人でもな 議会制定法の文言中、またはノー

きわめて当然の趨勢であったろう。 に、管理上の助言から管理全般へと乗り出していくのはな呼称でしかないが、かかる特殊な数量的技巧になじんな呼称でしかないが、かかる特殊な数量的技巧になじんと称されたことはすでに述べた。これはあくまで便宜的フォーク農業協会総会で顕彰された際、「測量・査定士」

理人 所を構えた。 だが、一八一四年にはロンドンのポール・モールに事務 約ベースで請け負ったため、 土地の見積り人(land valuer)」と語っている。この種(タf) グージとパートナーシップを組んだ。エドワード・ウェ 請け負う旨の印刷広告を作り、後に若いジェイムズ・ の人々は異なる地主の個別的業務を並行して、それも契 な土地取扱人 (land agent)。いくつかの大所領の管理人 イクフィールドは、経済学者デイヴィド・リカードがグ (steward) を務め、また地代徴収の任にあたる。さらに ロスターシャに土地を購入した際、管理を託された人物 ヘンリ・ホグベンは「土地測量・査定士、土地財産の管 報酬・手数料により生計を立てていた。ケントは、こ ケントとほぼ同時代の独立系業者を若干挙げてみよう。 (agent)」と称して「土地の改良、周到な監督」を 彼は自らを、「土地売買にかかわる全般的 俸給ではなく専門家として

> い人々だったと考えられる。 念頭にあった同業者もこのタイプか、あるいはそれに近れら独立業者の当時としては傑出した存在で、また彼の

を創設した原動力にほかならない。一八世紀後期から一(%) こそ、早くも一八六八年、現存する最古の業界団体であ る「土地測量・査定士協会(Institution of Surveyors)」 スクォレー商会のようなケースも出てくる。彼らの系統(%) 野で次第に重要な役割を果たすようになり、二〇の所領 れる。筆者が彼を事実上の所領管理「専門職」と見るの(罒) て土地所有に参入する意思は終生持たなかったと推測 の詳細については不明だが自らジェントルマンを志向 加え、同業者として立たせるべく訓練し、また財産内訳 べき存在といえよう。 の見積り評価、 不動産エキスパートの先駆けであり、しかもすでに土地 ントはこの系統、 九世紀初頭という変革の時代に活躍したナサニエル・ケ エーカーもの不動産管理に携わったロレンス・アンド・ パーカー父子や、一八九〇年代とはいえ二四州で二五万 ないし二万エーカーもの土地を監督したエセックスの 一九世紀の進むにつれ、独立系の業者は所領管理の 管理、 つまり強固な職業意識を持つ独立した 晩年に長男をパートナーシップへ 売買を一通り網羅していた注目す

| 八世紀後期イングランドに見る所領管理「専門職」

七九(七九)

たことは、その職務自体、営利の範疇を超える次元の活印の私の人での、社会政策」の一端が所領業務の枠内から派生し 居や生活に意を用いることが固有の「ビジネス」なのだ。な関与を有しているから、貧民の保護者を自任しその住 雑きわまる所領経営の両面性こそ、彼のいう「カント も、こうした先駆的な意義に着目してのことである。(罒) にダラム、レイヴンズワース在のジョージ・リドゥル大 めた共同事業にあって、雇主に所領の収益性を認識させ える。曰く、財産あるジェントルマンに、従来以上に リー・ビジネス」の内実をうかがわせるものと筆者は考 動だった事情をいみじくも暗示していよう。こうした複 困難がつきまとった。とりわけケントの提言や施策に見 よりむしろ農村の共同組織である以上、顧客との純然た 佐が炭坑の管理を「カントリー・ライフ・イン・ビジネ かつ幅広い責務やイニシアティヴを期待しながらも専門 かかる主張を展開した時、そこには住民の福利厚生も含 ある。曰く、ジェントルマン家系は教区の振興に永続的 る契約関係や職業的な営利主義を徹底させるには特有の 家たる助力を惜しまぬ姿勢が明瞭である。一八世紀前期 「カントリー・ビジネス」の監督責任を負わせるべきで だが同時に、所領管理業の場合、所領が企業体という

ス」と呼び、またミンゲイも「あらゆるタイプの農村事ス」と呼び、またミンゲイも「あらゆるタイプの農村事ス」と呼び、またミンゲイも「あらゆるタイプの農村事ス」と呼び、またミンゲイも「あらゆるタイプの農村事ス」と呼び、またミンゲイも「あらゆるタイプの農村事ス」と呼び、またミンゲイも「あらゆるタイプの農村事

註

(1) ある時期の所領管理人を概括的に扱った論文を若干挙in Essays in British and Irish History in Honour of J. E. Todd, (ed.) H. A. Cronne, T. W. Moody and D. B. Quinn (London, 1949); G. E. Mingay, "The Eighteenth-Century Land Steward", in Land, Labour and Population in the Industrial Revolution, (ed.) E. L. Jones and G. E. Mingay (London, 1972); E. Richards, "The Land Agent", in The Victorian Countryside, vol.2, (ed.) G. E. Mingay (London, 1981); D. R. Hainsworth, "The Essential Governor: The

Estate Steward and English Society, Historical Studies, vol.21, no. 84 (1985). なお最近になって、D. R. Hainsworth, Stewards, Lords and People: The estate steward and his world in later Stuart England (Cambridge U. P., 1992) のような著作も刊行され、この分野へ一部の関心が寄せられつつあるようだ。

また所領管理人の地域・個別研究に類するものとしては、例えば E. M. Jancey, 'An eighteenth-century steward and his work', Transactions of the Shropshire Archaeological Society, vol. 56 (1957-8); D. Spring, 'Agents to the Earls of Durham in the Nineteenth Century', Durham University Journal, vol. 23 (1962); G. Firth, 'The roles of a West Riding land steward, 1773-1803', Yorkshire Archaeological journal, vol. 51 (1979). さらに未見だが、J. Martin, 'Estate stewards and their work in Glamorgan, 1660-1760: a regional study of estate management', Morgannug, vol. 23 (1979) ほか。

- α) Mingay, 'Land Steward', p. 11.
- (∞) Richards, 'Land Agent', p.439; J. V. Beckett, The Aristocracy in England 1660-1914 (Oxford, 1986) , pp. 142-3.
- (4) James Caird, English Agriculture in 1850-51 (London, 1851). 筆者が使用したのは、2nd edition, (ed.) G. E. Mingay (New York, 1967), p. 493.
- vol. X, art. 'Nathaniel Kent', pp. 22-3; P.Eden (ed.), Dic

一八世紀後期イングランドに見る所領管理「専門職_

- (6) Nathaniel Kent, Hints to Gentlemen of Landed Property, (London, 1775), pp. vii, 268. 翌一七七六年、若干の加筆を経て第二版 (The second edition, pp. vii, 282) が、九三年には「補足的指針 (Supplementary Hints)」を添えた増補版 (new edition, pp. vii, 286) がそれぞれ刊行され、後者は九九年に再刊されている。本稿で用いたのは初版と九三年刊の増補版である。

ナーシップを結んだ模様である。Eden (ed.) φ. cit., pp.八二六年にはラヴなる人物とホウボン街で新たなパートチャールズ・ケントは父の死後、ピアース、次いで一

1, 143, 201, 434, 440.

- (※) Nathaniel Kent, General View of the Agriculture of the County of Norfolk: with Observations for the Means of its Improvement. Drawn up, for the Consideration of the Board of Agriculture and Internal Improvement, With additional Remarks from several respectable Gentlemen and Farmers (London, printed in Norwich, 1796), pp. xvi, 236. 農業改良会に委嘱され、一七九四年発刊したノーフォーク州の農事報告書をもとに加筆・増補したもの。
- p.396; LXXXI, pt. I, 1811, pp. 182-3. p.396; LXXXI, pt. I, 1811, pp. 182-3.
- (①) G. Eland (ed.), Shardeloes Papers of the Seventeenth and Eighteenth Centuries (Oxford U. P., 1947), p. 68. ドレイク家の土地所有については、ibid., pp. 55-69, 138.
- Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', pp. 9, 11-2; R.
 A. C. Parker, Coke of Norfolk: A Financial and Agricultural Study 1707-1842 (Oxford U. P., 1975), p. 101.
- 21) H. A. Wyndham, A Family History, vol.2, 1688-1837: The Wyndhams of Somerset, Sussex and Wiltshire (Oxford U. P., 1950), pp. 301-5.
- Eden (ed.), op. cit., pp. 398, 478, 490, 399, 463, 476.
- 氏なる人物に下請けさせていた。Horn, 'The Career ofあるコピーホールド財産権の見積りを、地元のイーグル母) 例えば一八〇三年、クラリッジは、ウォリックシャの

Nathaniel Kent', pp. 10, 11. n. 52.

- ($\frac{1}{1}$) Kent, *Hints*..., new ed., pp. 245-6.
- (4) Gentleman's Magazine, LXXXI, pt. I, 1811, p. 183.
- (2) Horn, 'The Career of Nathaniel Kent, pp. 12-3
- 2) 賃貸契約に対するアーサー・ヤングの立場は、さしあたり J. D. Chambers and G. E. Mingay, The Agricultural Revolution 1750-1880 (London, 1966), pp. 46-8; G. E. Mingay (ed.), Arthur Young and his time (London, 1975), p.44 を参照。
- ($\stackrel{\frown}{\otimes}$) Kent, *Hints*..., 1st ed., pp. 191-2
- (전) Kent, General View, p. 123; Parker, op. cit., p. 54. n. 62.
- (2) Kent, op. cit.,pp. 223-5.
- (3) ibid., p. 225.
- (24) *ibid.*, pp. 123-4, 126. ケントによれば、ノーフォーク(24) *ibid.*, pp. 123-4, 126. ケントによれば、ノーフォーク
- (원) Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', p. 9. n. 47
- (26) Kent, *Hints*..., 1st ed., p. 8.
- (\(\pi\)) Kent, op. cit., pp. 72-3.
- cit., pp. 34, 73-5; Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', p.

- ℜ) Kent, Hints…, new ed., p.255.
- 8) Kent, op. cit., pp. 256-8; Hints..., 1st ed., pp. 74-5
- (31) Kent, Hints…, new ed., pp. 258-62; General View, pp. 75-8.エンクロージャの盛行が測量・査定士に活動の場をもたらした事情は、F. M. L. Thompson, Chartered Sur-を参照。
- ∾) Kent, *Hints*…, 1st ed., pp. 205-6, 221.
- (ℜ) Horn, 'The Career of Nathaniel Kent',pp.5-6.
- General View, p. 133)。 (3) Kent, op. cit., pp. 211-8.ただし、自らの小農地主義が
- (5) Gentleman's Magazine, LXXXI, pt. I, 1811, p. 183; Kent, Hints..., 1st ed., p. 17.
- (36) Horn, "The Career of Nathaniel Kent', p. 3. ノーフォー(36) Horn, "The Career of Nathaniel Kent', p. 3. ノーフォーク農業協会総会で、彼は自分が土地見積り人の農業協会に、で、彼は自分が土地見積り人(36) Horn, "The Career of Nathaniel Kent', p. 3. ノーフォー
- (%) Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', pp.9-10.
- ‰) Kent, General View, p. 111.
- S.) Kent, Hints..., new ed., pp. 280-1; 1st ed., p.170;
 General View, p.116.
- 一八世紀後期イングランドに見る所領管理「専門職」 Kent, Hints…, new ed., pp. 278-9; General View

.107.

- (4) Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', pp. 9. n. 48, 10.
- (2) ibid, pp. 10, 14.
- (4) *ibid*, pp. 3-4; *D. N. B.* vol. XXI, art. 'William Windham', pp. 643-6.
- (4) Mingay, 'Land Steward', p.9.
- (4) Eland (ed.), Shardeloes Papers, p. 69
- (4) Wyndham, A Family History, vol.2, p. 302; Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', p. 10.
- (4) Kent, *Hints*..., new ed., pp. 265-7.
- (\Re) Kent, op. cit.,pp. 267-8.
- (ed.), op. cit., p. 69. (ed.), op. cit., p. 69.
- (岛) Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', p.15
- (云) Thompson, Chartered Surveyors, pp. 48-50
- Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', p. 11. 分けて売却していれば、「競売によって (by means of the 分けて売却していれば、「競売によって (by means of the (52) ケントはウィンダムに対し、所有地の一部を四区画に
- Eden(ed.), Dictionary of Land Surveyors, p.478. ンガムシャで土地取引の競売手続を代行した模様だ。(53) ケントの死後、スィンはカンパニーのため、ノッティ
- (A) Kent, Hints..., 1st ed., pp. 259, 228; General View, p.

26

- (5) Kent, *Hints*..., 1st ed., pp. 247-58.
- Kent, op. cit., pp. 241-3. ケントの提示した小屋の建築ではない。またブラウンロー男(前出サー・ジョン・カではない。またブラウンロー男(前出サー・ジョン・カーではない。またブラウンロー男(前出サー・ジョン・カーの息子)をはじめとする改良志向の地主数名が現実に彼の小屋モデルを採用したらしい。G. E. Fussell, The English Rural Labourer: His home, furniture, clothing and food from Tudor to Victorian times (London, 1949), pp. 47-8
- (5) Kent, *Hints…*, 1st ed. pp.263-4.
- World 1780-1850: Social Change in the English countryside (London, 1980), p. 25.
- (岛) Kent, *Hints…*, 1st ed., pp.218-9, 234-7; new ed., p. 285.
- 6) Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', pp. 7-8, 14.
- 1st ed., p. 260.)。 1st ed., p. 260.)。 1st ed., p. 260.)。
- 원) Kent, *Hints…*, 1st ed., pp. 264-5.
- 63) 順次、Kent, Hints…, new ed., pp. 280-1; General View

- . 156.
- 4) Kent, *Hints…*, 1st ed., pp. 266-8
- (6) Kent, *Hints…*, new ed., pp. 282.
- (%) Kent, op. cit., pp. 282-3
- (6) ibid., p. 286.
- (3) J. G. Gazley, The Life of Arthur Young 1741-1820 (Philadelphia, 1973), pp. 72-3.
- (70) Mingay, 'Land Steward', p. 27. エドワード・ロレンス (70) Mingay, 'Land Steward', p. 27. エドワード・ロレンス 業革命史論』(昭和四四年、弘文堂)第五章Ⅱ(一八五~二一六ページ)がある。なお農業著述者・普及家の改良二一六ページ)がある。なお農業著述者・普及家の改良に対する貢献度をめぐっては、さしあたり、P. Horn, に対する貢献度をめぐっては、さしあたり、P. Horn, tury Agricultural Improvement', Historical Journal, vol. 25, pt. 2 (1982) pp. 313-29 参照。
- る農業問題』(一九六七年、未来社)、五六ページ。(71) J・ハバカク、川北 稔訳『十八世紀イギリスにおけ
- 2) Mingay, 'Land Steward', pp. 26-7.
- Society in the Nineteenth Century(London, 1963), p. 156

を参照

- (74) ハバカク、前掲訳書、五四、五七ページ。
- (戶) Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', p. 16; 'The Contribution of the Propagandist', p. 329.
- (%) Kent, *Hints*..., 1st ed., p. 231.
- pp. 3-4等を参照。(77) こうした動向については、Mingay, 'Land Steward',
- 301-2,304.

 301-2,304.

 301-2,304.
- (79) Mingay, 'Land Steward', pp. 7-9; Beckett, The Aristocracy, p. 144; Thompson, English Landed Society, pp. 157-9. ただし一八四五年サイアレンセスタに王位農業コレジ(Royal Agricultural College)が開設されると、これが所領管理人の主たる養成機関の一つになる(Richards, 'Land Agent', pp. 444-5)。
- (⊗) Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', p. 9.
- の対立等が挙げられる。ibid., pp. 10-11. ム領を担当した時のケントと現地管理人(steward)コッブム領を担当した時のケントと現地管理人(steward)コッブクラリッジと専属会計士の不和、ウィリアム・ウィンダ(31) 具体的事例として、エグルモント伯領を管理した際の
- (\otimes) Beckett, op. cit., p. 142.
- son, op. cit., pp. 160-1; Mingay, 'Land Steward', p. 8; A.

一八世紀後期イングランドに見る所領管理「専門職」

- M. Carr-Saunders and P. A. Wilson, The Professions (Oxford, 1933), p. 199 を参照。なお、法律家の土地業務や選挙活動を論じたものとして、G. Holmes, Augustan England: Professon, State and Society 1680-1730 (London, 1982), pp. 157-62; R. Robson, The Attorney in Eighteenth-Century England (Cambridge, 1959) ch. VII, pp. 84-103 ほかに着目。
- 5) Beckett, *op. cit.*, p. 143. n. 14
- 3) Mingay, 'Land Steward', pp. 5-6.
- 86) 所領管理人の職務怠慢と不正、またこの職域に法律家が携わっている現状を難じた一八世紀の重要文献として、さしあたり、前出エドワード・ロレンスの著作を挙げておく。筆者が参照したのは、Edward Laurence, The Duty and Office of a Land Steward:…, the second edition … (London, 1731)のリプリント版 (New York, 1979)である (とりわけ、pp. iv, vi, x, 7-8 の記述に着目)。
- (紹) このタイプをめぐっては、Mingay, 'Land Steward', p 26; Thompson, op. cit., p.156; Beckett, op. cit., pp. 144-5.
- (8) Mingay, 'Land Steward', pp. 4, 18-9; Richards, 'Land Agent', p. 439. 一九世紀の動向に関しては、まず第一にD. Spring, The English Landed Estate in the Nineteenth Century: Its Administration(Baltimore, 1963), ch. I, IV, pp. 3-19, 97-134 を見よ。
- 3) J. R. Wordie, Estate Management in the Eighteenth-Century England: The Building of the Leveson-Gower Fortune (London, 1982), pp. 24-8.

八五 (八五)

- Thompson, Chartered Surveyors, pp. 30-1.

 Thompson, Chartered Surveyors, pp. 30-1.

 Thompson, Chartered Surveyors, pp. 30-1.
- (5) Hughes, 'Estate Agent', p. 192.
- S) Mingay, 'Land Steward', p. 10; Thompson, *English Landed Society*, pp. 161-2.
- (3) Thompson, op. cit., p. 159; Carr-Saunders and Wilson, op.cit., pp. 199-203.
- (3) Beckett, op. cit., p. 147.
- (5) Wyndham, A Family History, vol. 2, pp. 134-6.
- 96) 測量・査定士(surveyor)の発達史をめぐっては、Carr-Saunders and Wilson, op. cit., pp. 194-5; Hughes, 'Estate Agent', pp. 189-91; Thompson, Chartered Surveyors, ch. V, pp. 94-108 ほかを参照。
- 97) 各々、Hughes, 'Estate Agent', p. 191; Spring, op. cit., p. 9 および Eden (ed), Dictionary of Land Surveyors, pp. 134, 258 を見よ。
- (%) Beckett, *op. cit.*, p. 147; Richards, 'Land Agent', pp 442, 447-8.
- 史を有していた。会報によれば一九世紀末の段階で全国彼の商会も独立系業者として当時、すでに百年以上の歴格試験制度も確立した。初代会長はジョン・クラットン。9) この団体は一八八一年に勅許状を下賜され、同時に資

の土地管理業務の六割を会員が手がけたとされる。現在名、「王立勅許測量・査定士協会 (Royal Institution of Chartered Surveyors)」。 Thompson, Chartered Surveyors, pp. 31-2, 99; Carr-Saunders and Wilson, op. cit., pp.194-8; Richards, 'Land Agent', pp. 444-5; Dictionary of British Associations and Associations in Ireland, Edition 11, p. 375.

- ■) Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', p. 15.
- 2, pp. 3-42.
 2, pp. 3-42.
- p. 197)。

 p. 197)。

 p. 197)。

 p. 197)。
- (≦) Kent, *Hints*..., 1st ed., pp. 265, 240.
- (函) 順次、Hughes, 'Estate Agent', p. 188; Mingay, 'Land Steward', p. 4.
- (London, 1868))を引用。
 (London, 1868))を引用。
 (London, 1868))を引用。